

総合研究
・教育と法・
教育と法研究会

第10回

私立学校における経営陣の内紛

星野 豊 (筑波大学准教授)

私立学校は、国公立学校と比べて、教育においても学校運営においても、経営者の判断における裁量が広く認められているが、その経営権をめぐる法的紛争が生ずる可能性も否定できない。本稿では、私立学校の経営陣としての理事の地位をめぐる紛争が生じた、東京高裁平成20年5月22日判決・判例時報2015号47頁を取り上げ、経営権をめぐる紛争が学校教育に及ぼす恐れのある影響について考えてみる。

1 事実関係

被告Y1学園は、平成元年1月に設立された学校法人である。平成4年秋頃、訴外A学院がY1学園の経営権を取得し、当時A学院の理事であった原告X1、原告X2、原告X3、原告X4及び訴外Bは、同年10月、Y1学園の理事に就任した。また、A学院の理事であった原告X5は、平成5年1月にY1学園の理事に就任し、平成6年3月に一旦退任した後、平成7年4月に再度理事に就任した。平成10年秋頃ころ、訴外CゼミがA学院からY1学園の経営権を取得することになり、

同年11月2日、Y1学園の理事会において、当時理事長であったX1並びに当時理事であったX2ないしX5及びBが退任するとともに（以下、「本件退任」という）、Cゼミの取締役であった被告Y2及び被告Y3らを新たにY1学園の理事に選任する旨の決議がされた（以下、「本件理事選任決議」という）。そして、Y1学園の理事会は、同年11月2日及び同年12月25日の両日、Y2を理事長に選任した（以下、「本件各理事長選任決議」という）。

前記のY1学園の経営譲渡に関し、A学院側のX1らとY2は、遅くとも平成10年6月には交渉を始めていた。そして、同年10月頃に合意された経営権の譲渡に際して、Y2からX1らに対して金銭が支払われたほか、同月23日付で、X1とY2との間で、「覚書（確約書）」と題する書面が取り交わされ（以下、「本件覚書」という）、その中には次の各条項があった。

① X1は、Y1学園の理事を、本日辞任する。② Y2は本日現在のY1学園の負債総額について、債務引受をするものとする。

③ 銀行借入に関する債務保証については、理事の辞任と共に、免責するものとする。尚、Y1学園に対するA学院の債務保証を免責する。」

しかしながら、X1ら及びA学院は、その後、Y1学園の金融機関に対する債務につき負担していた連帯保証債務を免れていなかった。

本件は、以上の経緯の下で、X1らがY1学園並びにY2及びY3に対し、本件理事選任決議に基づくX1らの本件退任は、X1らが当時Y1学園のために負担していた連帯保証債務を免れ、代わりにY2を中心とする新理事らがY1学園のために連帯保証債務を負担するという動機を表示してされたものであったにもかかわらず、結局X1らは連帯保証債務を免れていないので、本件退任及び本件理事選任決議はいずれも錯誤により無効であり、上記新理事らによって構成された本件各理事長選任決議もまた無効であると主張して、X1らがY1学園の理事であること、及びY3がいずれもY1学園の理事でないことの

確認、③本件理事選任決議及び本件各理事長選任決議がいずれも無効であることの確認、をそれぞれ求めた事案である。

なお、第一審では、以下の甲事件と乙事件が本件と併合審理された。

甲事件は、Y1学園が、X1ら4名に対し、同人らが、①在任中である平成4年度から平成9年度までの間、Y1学園の寄附行為により報酬を受けられない非常勤理事であったにもかかわらず、複数回にわたり、上記期間中の役員報酬をX1らに支払う旨の理事会決議を成立させ、合計約1億2000万円の損害を与えた、②平成9年9月頃、不当に高い代金で冷暖房空気調和設備工事を発注する旨の理事会決議を成立させ、適正価額との差額相当分約8900万円の損害を与えた、と主張して、不法行為に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

乙事件は、Y1学園が、X1ら5名及びBに対し、同人らが、その在任中である平成9年4月、訴外D社から不当に高い価格で土地を購入する旨の決議を成立させ、適正価額との差額及び諸費用の合計約2億9650万円の

の損害を与えた、と主張して、不法行為に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

なお、この甲事件と乙事件については、第一審である東京地裁平成17年11月30日判決・平成14年(ワ)2140号ほか判例集未掲載において、甲事件を一部認容し、乙事件を全部認容する(つまりY1学園側の勝訴)との判決が出されたが、控訴審において裁判上の和解が成立し、訴訟が終了するに到っているため、以下では専ら本件についてのみ、紹介・検討を行うこととする。

2 裁判所の判断

第一審である東京地裁は、次のように判断し、X1らの請求を棄却した。

「本件覚書に含まれている前記……の条項は、Y2が、Y1学園の経営権を取得した後に、X1らが当時Y1学園のために負担していた保証債務を免れられるように、債権者である金融機関等に働きかけるなどの努力をすることを約する趣旨のものであったと認められる。」

しかしながら、「もともと、X1らが保証債務を免れることができるか否かは、最終的には、債権者である金融機関等の意向により決せられるから、本件覚書は、X1らに保証債務の免除という結果を保証したものでなく、前記……認定のとおり、Y2に対して、X1らが保証債務を免れられるように努力する義務を課したものにすぎないと認められ、X1らもそれを了解して、本件退任及び本件理事退任決議をしたと認められる。」「すなわち、本件退任及び本件理事退任決議の時点においてX1らが有していた内心の状態は、あくまでも、不確実な将来に対する期待にすぎないと認められ、その後、結果として、その期待が裏切られたとしても、それが直ちに錯誤を構成するとは認められない。」

よって、X1らが主張する本件理事退任決議の無効の主張、及び、同決議が無効であることを前提とする本件各理事長選任決議の無効の主張は、いずれも理由がなく、X1らの請求は棄却されるべきである。

これに対して、X1らが控訴したところ、控訴審である東京高裁は、第一審判決を変更

し、次のように判示して、本件理事退任決議及び本件各理事長選任決議は、X1らの錯誤により無効であるとした。

「A学院やX1らの連帯保証債務を免れさせるか否かは、借り換えの方法によっても、連帯保証人の交代の方法によっても、最終的には債権者である金融機関の意向により決せられ、Y2らの意思のみで決定できることではない。しかし、債権者である金融機関が問題にするのは、新たに連帯保証人となる者の債務額に見合う以上の資力、信用力の有無であり、33億円余りのY1学園の債務額は決して少額ではないが、個人であれ法人であれ、事業者の負担する債務額としては無理な金額とはいえず、しかも、Y1学園の不動産が担保に供されており、また直ちに保証債務の履行が要求されているわけではないことを考えると、連帯保証をしようとする者など皆無であるとは認められず、要するに、Y2がそのような資力、信用力のある人物又は法人の協力を取り付ければ良い（もとよりそのためには、Y1学園の経営にその者が何らかの形で関与することを受け入れる必要がある場合も

あろう。）のであり、その見込みがあるからこそ、Y2はY1学園の経営権の取得を決意し、本件覚書を作成したものと推認される。したがって、本件覚書中の「銀行借入に関する債務保証については、理事の辞任と共に、免責するものとする。尚、Y1学園に対する

A学院の債務保証を免責する。」との文言を、Y2が、Y1学園の経営権を取得した後に、A学院X1らが当時Y1学園のために負担していた連帯保証債務を免れられるように、債権者である金融機関等に働きかけるなどの努力をすることを約する趣旨のものであったに過ぎないと解釈するのは相当でない。」

「X1ら従前の理事全員が本件退任の意思表示を行った動機は、前記のようなA学院側の義務を履行すると共に、本件覚書により、X1らがY1学園の理事を辞任すれば、Y2が、自ら又は協力してくれる第三者の資力、信用力により、それまでX1ら従前の理事全員及びA学院が負っていたY1学園を主債務者とする金融機関に対する債務の連帯保証債務（30億円を超える金額）を免れさせることを約定したところにある。ところが、実際には、

それまでX1ら従前の理事全員及びA学院：…の連帯保証債務を免れさせることを、債権者である金融機関に承諾させるような資力、信用力をY2自身は持たず、そのような資力、信用力のある第三者の協力を確保することもしていないこと……は前記認定のとおりであり、Y2には、従前の理事及びA学院の連帯保証債務を免れさせる力量がなかったものであり、X1ら従前の理事全員が本件退任の意思表示を行った動機には錯誤があったと認められる。」

また、「本件覚書の作成を含む関係者の交渉の経緯、X1らの本件退任とY2、Y3らをY1学園の理事に選任する本件理事選任決議が同じ日に行われたこと、本件理事選任決議及びその他の新たな理事の選任決議において理事に選任されたY2、Y3をはじめとする理事らは同理事会終了ただちに就任を承諾し、同日開催された理事会において本件理事長選任がなされ、全員一致でY2がY1学園の理事長に選任されたことなどの事実を総合すると、X1らの上記のような動機は、法的形式上の相手方であるY1学園あるいは従前

の理事相互に対しても、実質的に見て譲渡契約の相手方であるY2及びY3をはじめY2側の関係者に対しても表示されていたものと認められる。」

従って、「X1ら従前の理事全員の賛成の意思表示によつて成立した本件理事選任決議及びその他の新たな理事の選任決議は、錯誤により無効である」。

「以上の判断を前提とした場合、Y2が理事長としてY1学園を代表して行った行為、正当な理事が理事の定足数に足りない理事会の決議に基づいて行った行為の効力がなかったことになり法的安定性を害するのではないかとの見方も考えられるので、この点について念のため付言する。」

「まず、過去の私法上の契約（取引行為、教職員の雇用）等については、これを維持しようとする相手方は民法109条の表見代理の準用等の表見法理により保護され、効力を否定しようとする相手方に対してはY1学園の追認により対応することができる。校長の選任も私法上の契約と解されるから、訴外Dについては同様に解すれば足りる。同人が校

長として行った入学の許可、全課程の修了（卒業）の認定、卒業証書の授与等公法上の効果を有する行為その他学校の内外で校長として行った行為に何らの瑕疵はない。Y2の校長への選任についても、同人自身、適法に選任された者と信じていたことがうかがわれるから、校長の権限に基づく行為の社会的影響をも考慮すると、表見法理により保護されると解するのが相当であり、同人が校長として行った入学の許可、全課程の修了（卒業）の認定、卒業証書の授与等公法上の効果を有する行為その他学校の内外で校長として行った行為にも何らの瑕疵はない。」

「次に、現在Y1学園の代表者である理事長が欠け、理事が寄附行為上必要とされる数に達しない状態にあることについては、最後に正当に選任された後、退任した理事であるX1らの中から不足する人数の者が寄附行為9条3項により理事の職務を行うこととして、選任に問題のない理事と共に理事会を構成し、理事長を選任する、あるいは、……所轄庁に仮理事の選任を請求してその選任を得る等の方法が考えられる。」

3 問題点の考察

本件は、経営陣の法的地位と過去の経営者による行為の違法性が一体となって争われたという極めて複雑な紛争であるが、控訴審で

主要な判断の対象となったX1らの本件退任とY2らの理事就任の効力については、錯誤による意思表示の瑕疵や欠缺が決議の効力に影響を及ぼすという、すぐれて法律技術的な論点である。もつとも、X1らの錯誤の前提となる事情として、金融機関に対して負っていたY1学園の債務に関する連帯保証債務に関する別個の法律技術的な論点が加味されているため、問題がやや複雑なものとなっている。ごく簡単に要約すると、X1らとしては、連帯保証債務を免れることを事実上の交換条件として理事を退任した、と主張しているわけであり、法律技術的な点を一切捨象してしまえば、かかる主張自体は、理事として経営に携わらないにもかかわらず、経営上の責任のみを負うことを同意するはずがない、というある意味で常識的なものであるから、X1らを免責させるための単なる努力義務のみを

Y2が負ったに過ぎないとした第一審の判断よりも、本件退任が錯誤により無効であるとした控訴審判決の方が、その限りでは支持を集めるものと思われる。

もつとも、これらの点については、理事会決議を一般の取引と比べてやや特殊な局面としてとらえる考え方、すなわち、会議の場では、何を発言しても原則として差し支えない反面、決定の中で表明されていない事項は原則として存在していない、という考え方をとった場合、決議とは別の「覚書」の記載に基づき決議内容自体に錯誤があるとした控訴審の結論は不当であるとの見解が導かれる可能性があるから、この点に関する最高裁の判断が注目される場所である。

他方、仮に控訴審判決に従って、Y2を新理事長と選任した決議が無効とされることになると、各決議後におけるY2の行為は、理事長の職にない者が行った行為としてすべて法律上の根拠を欠くものとなる可能性がある。そして、理事長が学校法人の代表者である以上、行為が無効となる可能性は、単にY2本人が理事長として行った個々の行為のみなら

ず、Y1学園が第三者との間で行った全ての行為に及ぶこととなり、その全ての行為の中には、教職員の採用から解雇、さらには生徒の募集・選抜・教育・課程認定・卒業判定までに到る、一切の行為に及ぶ可能性を有している。そして、生徒における学校の卒業認定は、進学・就職における制度上ないし契約上の前提事実となるものであるから、本件の紛争が、広範囲の関係者に対して、極めて深刻な影響を及ぼすものであることは、言うまでもないところである。控訴審判決は、この問題に対して、いわゆる「表見法理」を用いることにより、第三者に対する理事長選任の無効が及ぼす影響を実質的に止めることができると判示している。表見法理とは、基本的には、外見上そのように思えた（本件で言えば、Y2の理事長選任が有効であると外見上思われた）ことを過失なくして信頼した第三者に対し、その外見上思われた内容を前提とする効果を認める、というものであり、本件では、Y2が理事長であることを過失なくして信じていた生徒の入学選抜や卒業判定については、生徒側がそれを有効であると要求し、

またはY1学園が当時におけるY2を外見上の代表者とする行為を追認する（後になって、やはり正しかったと認める）限り、法律上の効果に影響がない、とされることとなる。

このような表見法理の考え方は、生徒をはじめとする第三者の側とY1学園の側とが、共に過去の行為の効力を維持したいという結論において一致している場合には、ほぼ支障なく認められるものであり、大半の行為については、これにより混乱が避けられる可能性が高い。しかしながら、関係者が過去の行為の効力を覆したいとの意思を有していた場合には、行為の前提となった理事長の地位が無効であるとされた以上、改めて行為全体の効力を争う、という事態となる可能性も、決して小さくないことに注意しなければならない。例えば、教職員との間で労使紛争が生じ、理事長としてのY2による決定ないし意向を受けたY1学園が解雇等を含む処分を下していたような場合や、生徒に対して停退学等の処分を下していたような場合について、上記のような表見法理による解決がどこまで有効であるかは、何とも言えないように思われる。

すなわち、Y1学園の経営権が、Y2以外の者に委ねられた後、Y2が理事長として行為した効果の全てを後の「Y1学園」が追認するか否かは、その時点でY1学園の経営権を有する者の判断に委ねられる部分が大きいため、控訴審判決が暗黙のうちに前提としていられると思われる、Y1学園の過去の行為の効果を安定させるという結果が保障されるとは限らないわけである。

本件は、甲事件や乙事件が併合審理されていたことから明らかとなり、理事会における選任決議における単なる技術的な瑕疵の問題に留まらない、極めて複雑な経営をめぐる紛争が背景にあることがうかがわれる。私立学校の経営に対して、国家や地方自治体等が過剰に介入することは、私立学校における教育の独自性の維持のためには厳に慎まれるべきであるが、経営者間の紛争が生徒の教育に対して悪影響を及ぼしかねない事態となった場合には、生徒の教育を受ける利益を保護するために、何らかの対応が求められるとすることも、あながち不合理であるとは言えない。要するに、生徒の教育を受ける利益が害され

たという状況は、一般の取引の場合と異なり、生徒にとつての時間の空費や心理的悪影響等、損害を金銭で賠償するだけでは済まない問題を派生させるものであるから、一定の試験を受験し、あるいは過去に受けた具体的な教育内容を立証することによって、卒業資格の認定ないしは確認を行う手続を、法的に整備する必要を検討することも、一定の意味を持つものであるように思われる。

ただし、そのような卒業認定等の手続が実施可能であるための前提には、「学校」としての設置認可を受けている以上、教育方針等に多少の独自性があっても、最小限度の内容は全ての学校において教育が実施されている、という考え方が存在しており、これは、見方によっては、私立学校における教育の独自性の一部を、「学校」という大枠の中で規制する、という側面を理論的に有することとなる。従って、本件によって派生する生徒の不利益の可能性の問題は、単にY1学園の具体的な卒業生の去就の問題のみならず、わが国の学校教育全体の方向性に関わる、かなり大きな議論につながりうるものと考えられる。